

種別・規模		確認申請審査手数料			中間検査手数料	完了検査手数料	
		構造計算書添付不要	構造計算書添付要	計画変更		中間検査対象	中間検査対象外
建築物 (A:床面積の合計㎡)	0 < A ≦ 30	17,000	18,000	計画変更に係る床面積の1/2により算定(床面積増は増加する床面積)	16,000	16,000	19,000
	30 < A ≦ 100	26,000	27,000		24,000	25,000	29,000
	100 < A ≦ 200	37,000	41,000		33,000	30,000	36,000
	200 < A ≦ 300	40,000	46,000		35,000	35,000	39,000
	300 < A ≦ 500		55,000		41,000	43,000	47,000
	500 < A ≦ 1,000		96,000		60,000	62,000	66,000
	1,000 < A ≦ 2,000		150,000		77,000	79,000	85,000
	2,000 < A ≦ 5,000		240,000		130,000	140,000	150,000
	5,000 < A ≦ 10,000		300,000		170,000	180,000	190,000
	10,000 < A ≦ 50,000		470,000		270,000	280,000	290,000
	50,000 < A ≦		790,000		490,000	550,000	560,000
建築設備(1件毎)	エレベーター等		27,000	17,000	28,000	30,000	32,000
	小荷物専用昇降機		12,000	6,900	17,000	18,000	18,000
工作物(1件毎)			25,000	16,000	20,000		27,000

種別・規模		確認申請審査手数料に加算する額(※1)(※完了検査手数料に加算する額(※2)(※3))				
		(住宅部分)		(住宅部分)	(非住宅部分)	(複合建築物)
		気候風土適応住宅で一次エネルギー消費性能基準を仕様基準で評価する場合を含む	計画変更			
(A:床面積の合計㎡)	(一戸建ての住宅)					住宅の用途以外の用途に供する部分について(非住宅部分)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(住宅部分)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額
	≦ A < 200	16,000		4,700		
	200 ≦ A <	17,000		4,700		
(A:床面積の合計㎡)	(共同住宅または長屋住宅)					
	≦ A < 300	27,000		9,400	9,400	
	300 ≦ A < 1,000	40,000		20,000	16,000	
	1,000 ≦ A < 2,000				27,000	
	2,000 ≦ A < 5,000	62,000		45,000	81,000	
	5,000 ≦ A < 10,000	79,000		81,000	127,000	
	10,000 ≦ A < 25,000	161,000		129,000	161,000	
	25,000 ≦ A < 50,000	293,000		196,000	201,000	
50,000 ≦ A <	558,000		297,000	282,000		

43条2項1号(認定)	32,000 /件
43条2項2号(許可)	37,000 /件
仮使用認定	130,000 /件
仮設許可(85条6項)	140,000 /件
仮設許可(85条7項)	160,000 /件

※1:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条に規定する要確認特定建築行為または第12条に規定する要通知特定建築行為をしようとする建築物で、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に定める行為に該当するものとして建築確認申請の審査を受ける場合においては、上記の建築物の「確認申請審査手数料」の額に、「確認申請審査手数料に加算する額」の表から当該建築物の床面積の区分に該当する額を加算した額とする。

※2:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条に規定する要確認特定建築行為または第12条に規定する要通知特定建築行為に該当する建築物は、完了検査において、上記の建築物の「完了検査手数料」の額に、「完了検査手数料に加算する額」の表から当該建築物の床面積の区分に該当する額を加算した額とする。

※3:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合については、当該申請または通知に係る建築物ごとに算定して得られる額を加算した額とする。

備考

- ・複数棟の場合は、床面積の合計で手数料を算定。
- ・床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる面積において算定する。

【建築確認について】

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築を受け、又は適合すると認められた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは、大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

【中間検査について】

床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。

【完了検査について】

建築物を建築する場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。